

# 東海第二発電所 設置変更許可申請の補正書(第2回) の記載内容について

平成30年6月12日  
日本原子力発電株式会社

本資料のうち、☐ は営業秘密又は防護上の観点から公開できません。



# 設置変更許可申請の補正書(第2回)及び審査資料における記載内容について(1/2)

## 1. 事象

平成30年5月31日に設置変更許可申請の第2回の補正書(以下、「補正書」という。)を提出している。また、同日、審査資料(まとめ資料)を提出している。平成30年6月4日及び5日に補正書の記載内容について、審査資料(まとめ資料)と記載の不整合があることを確認した。

## 2. 当該箇所の記載と原因

本来、記載すべき内容(1段落分)が抜けていることを確認した。

### ①補正書「本文5号口(3)(i) a. (ab) 保安電源設備」

※複数Grにまたがり作成している補正書の最終確認において、修正内容に係る情報共有が不十分であった。

### ②補正書「添付書類五(2) 設計及び運転等の品質保証活動」

※補正書の確認において記載が抜けている箇所の確認ができなかった。補正書のみでの確認ではなく、先行プラントとの比較表等を用いてこれまでの検討内容がもれなく補正書に反映されているかの確認が不十分であった。

## 3. 是正処置

平成30年5月31日の補正書の適正化が必要であることから、準備が整い次第すみやかに補正を実施する。

## 4. 水平展開

### (1)確認要領

全ての補正書及び審査資料(まとめ資料)について、資料間で整合がとれていることを、以下の観点で確認した。

#### 【確認の視点】

- ✓ 補正書のみでの確認ではなく、審査資料(まとめ資料)、先行プラントとの比較表を用いて資料間の不整合について網羅的に確認を実施
- ✓ 補正書及び審査資料(まとめ資料)の資料間で不整合が生じていた事例を周知して確認を実施
- ✓ SAとDBの資料間、設備、技術的能力と有効性評価の資料間で整合が取れているか、複数Grにまたがり作成している資料で確認漏れがないか重点的に確認を実施



## 設置変更許可申請の補正書(第2回)及び審査資料における記載内容について(2/2)

### (2)確認結果

- ① 本事案と同様に補正書の修正が必要な箇所は42件であった。

＜主な内容＞

・段落抜け, 図表等の抜け／最新でない, 審査内容の反映漏れ

※基本設計として明確に記載すべき事項の抜け・漏れ等(19件／42件)

- ② 上記以外に記載の適正化及び単純誤記等があった。

本来, 基本設計として明確に記載すべき事項について, 審査資料(まとめ資料)には記載があるが, 補正書において記載が抜けたものも含まれており, これまでの審査内容を踏まえた記載となるよう補正を実施する。

### (3)確認結果に対する対応

上記(2)で確認した記載について修正する。

なお、水平展開により、抽出された箇所の修正漏れを防ぐため、抽出箇所をチェックリストに整理したうえで、そのチェックリストを用いて確実に修正する。

## 5. 再発防止対策

- ① 今回の事象を踏まえ、今回の水平展開の実施要領である「補正書及び審査資料(まとめ資料)について、資料間で整合がとれていることを確実に確認する」ことを社内規程とし、確認作業に取り組む。
- ② 「チェックリストを用いて確実に修正したことを確認する」ことについては、継続して実施するとともに、今回の事象を関係者に定期的に周知し、確認作業の重要性を改めて意識付ける。
- ③ 今回の事象を関係者に定期的に周知し、確認作業の重要性を改めて意識付ける。